

東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百四十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第三章 市場関係事業者</p> <p>    第一節 卸売業者（第七条―第九条）</p> <p>    第二節 仲卸業者（第十条・第十一条）</p> <p>    第三節 売買参加者（第十二条―第十五条）</p> <p>    第四節 関連事業者（第十六条―第十八条）</p> <p>第三章 売買取引、決済の方法等</p> <p>    第一節 卸売市場の業務の方法（第十九条―第二十二条）</p> <p>    第二節 取引参加者の遵守事項等（第二十三条―第四十二条）</p> <p>条）</p> <p>（削る）</p> <p>第四章 市場施設の使用及び公開</p> <p>    第一節 市場施設の使用（第四十三条―第五十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第三章 市場関係事業者</p> <p>    第一節 卸売業者（第八条―第二十二条）</p> <p>    第二節 仲卸業者（第二十三条―第三十三条）</p> <p>    第三節 売買参加者（第三十四条―第三十六条）</p> <p>    第四節 関連事業者（第二十七条―第四十五条）</p> <p>第三章 売買取引及び決済の方法（第四十六条―第八十七 条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 卸売の業務に係る品質管理（第八十七条の二・第八 十七条の三）</p> <p>第五章 市場施設の使用及び公開</p> <p>    第一節 市場施設の使用（第八十八条―第九十五条）</p>

~~第二節 市場施設の公開 (第五十六条―第六十条)~~

~~第五章 監督 (第六十一条―第六十四条)~~

~~第六章 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 (第六十五条―第七十五条)~~

~~第七章 雑則 (第七十六条―第八十九条)~~

~~附則~~

~~第二章 総則~~

~~(目的)~~

~~第一条 この条例は、東京都中央卸売市場 (以下「市場」という。)に係る卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。) 第四条第四項の規定に基づき業務規程に定める事項、その他の業務の運営及び施設の管理に関する事項並びに生鮮食料品等の品質管理及び流通改善のために必要な事項について定め、取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もつて都民の消費生活の安定に資することを目的とする。~~

~~(定義)~~

~~第二条 この条例において「卸売業者」とは、第四十三条第二項の規定により市場内の用地、建物、設備その他の施設 (以下「~~

~~第二節 市場施設の公開 (第九十六条―第一百条)~~

~~第六章 監督 (第一百一条―第一百三条)~~

~~第七章 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 (第一百四条―第一百十二条の三)~~

~~第八章 雑則 (第一百三十二条―第一百四条)~~

~~附則~~

~~第二章 総則~~

~~(目的)~~

~~第一条 この条例は、東京都中央卸売市場に係る卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。) 第九条第二項の規定に基づき業務規程に定める事項、その他の業務の運営及び施設の管理に関する事項並びに生鮮食料品等の品質管理及び流通改善のために必要な事項について定め、取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もつて都民の消費生活の安定に資することを目的とする。~~

~~(定義)~~

~~第二条 この条例において「卸売業者」とは、法第十五条第一項の規定により農林水産大臣の許可を受け、その許可に係る市場~~

市場施設」という。)の使用の許可を受けて、その許可に係る市場において、当該市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託(食肉市場においては、家畜を解体し、枝肉として卸売をすることの委託を含む。)を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

2 この条例において「仲卸業者」とは、第四十二条第一項の規定により市場施設の使用の許可を受けて、その許可に係る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する者をいう。

3 この条例において「売買参加者」とは、第十二条第一項の規定により知事の承認を受け、その承認に係る市場に入場して当該市場におけるせり売又は入札の方法による卸売に参加する者をいう。

4 この条例において「関連事業者」とは、第四十二条第一項の規定により市場施設の使用の許可又は地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十六条の五の規定により市場事業に係る土地の貸付けを受けて、その許可等に係る市場内の店舗その他の施設において、生鮮食料品等の保管、貯蔵若しくは配送その他の流通を補完する業務、市場関係者の業務に直

において、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託(食肉部においては、家畜を解体し、枝肉として卸売をすることの委託を含む。)を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

2 この条例において「仲卸業者」とは、第二十四条第一項の規定により知事の許可を受け、その許可に係る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する者をいう。

3 この条例において「売買参加者」とは、第三十四条第一項の規定により知事の承認を受け、その承認に係る市場において、取扱品目の部類に属する物品について、当該市場の卸売業者が行なう卸売に参加する者をいう。

4 この条例において「関連事業者」とは、第三十八条第一項の規定により知事の許可を受け、その許可に係る市場内の店舗その他の施設において、生鮮食料品等の保管、貯蔵若しくは配送その他の流通を補完する業務(以下「流通補完業務」という。)、市場関係者の業務に直接必要な用品等の販売業務若しくは飲食の提供業務(以下「物販・飲食業務」という。)又は取扱物品の

接必要な用品等の販売業務若しくは飲食の提供業務又は取扱物品の加工等の業務を行う者をいう。

5 この条例において「せり人」とは、卸売業者が生鮮食料品等の卸売をするとき、卸売場でせり売の方法により販売する業務に従事させるため、第三十五条第一項の規定により当該卸売業者が知事に届け出た者をいう。

6 この条例において「買出人」とは、仲卸業者から生鮮食料品等を買って、市場外で販売する小売業者等及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で買い受ける豊稔者をいう。

7 及び 8 (現行のとおり)

9 この条例において「相対取引」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、販売価格及び数量について仲卸業者、売買参加者その他の買受人と交渉の上、販売する方法をいう。

10 (現行のとおり)

11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格に東京都規則(以下「規則」という。)で定める率を乗じて得た額を加えた価格をいう。

~~加工等の業務(以下「加工・サービス業務」という。)~~を行う者をいう。

5 この条例において「せり人」とは、卸売業者が生鮮食料品等の卸売をするとき、卸売場でせり売の方法により販売する業務に従事させるため、第十五条第一項の規定により知事の行なり登録を受けた者をいう。

6 この条例において「買出人」とは、仲卸業者から生鮮食料品等を買って、東京都中央卸売市場外で販売する小売業者等及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で買い受ける豊稔者をいう。

7 及び 8 (略)

9 この条例において「相対取引」とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、販売価格及び数量について仲卸業者又は売買参加者と交渉の上、販売する方法をいう。

10 (略)

11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格に規則で定める率を乗じて得た額を加えた価格をいう。

(削る)

第三条 (現行のとおり)

(取扱品目)

第四条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

水産物 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

青果物 野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵(鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。)並びに知事が別に定めるその他の食料品等

食肉 肉類及びその加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

花き 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等

2 市場ごとの取扱品目は知事が別に定める。

(削る)

第三条 削除

第四条 (略)

(取扱品目)

第五条 東京都中央卸売市場の取扱品目は、取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。

水産物部 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに東京都規則(以下「規則」という。)で定めるその他の食料品

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品

食肉部 肉類及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品

花き部 花き

2 市場ごとの取扱品目の部類は、次に掲げるとおりとする。

東京都中央卸売市場豊島市場(以下「豊島市場」という。)

青果部

東京都中央卸売市場淀橋市場(以下「淀橋市場」という。)

青果部

東京都中央卸売市場足立市場（以下「足立市場」という。）

水産物部

東京都中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）

食肉部

東京都中央卸売市場板橋市場（以下「板橋市場」という。）

青果部

花き部

東京都中央卸売市場世田谷市場（以下「世田谷市場」という。）

青果部

花き部

東京都中央卸売市場北足立市場（以下「北足立市場」という。）

青果部

花き部

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場（以下「多摩ニュー  
タウン市場」という。）

青果部

東京都中央卸売市場葛西市場（以下「葛西市場」という。）

青果部

花き部

(前)

東京都中央卸売市場大田市場（以下「大田市場」という。）

水産物部

青果部

花き部

東京都中央卸売市場豊洲市場（以下「豊洲市場」という。）

水産物部

青果部

- 3 この条例の施行の際、現に東京都中央卸売市場業務規程（昭和二十三年東京都条例第百四十七号。以下「旧条例」という。）において定められた前二項に掲げる取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により、卸売の業務を行っている卸売業者に係る取扱品目の部類は、規則で定める期間は、なお、旧条例において定められている次に掲げる取扱品目の部類とし、その取扱品目は、それぞれの部類ごとに次に掲げる物品とする。

大田市場

つけ物部 つけ物

豊洲市場

つけ物部 つけ物

鳥卵部 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品

(削る)

(開場の期日)

第五条 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。

2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、それぞれその市場における業務を行わなければならない。

3 やむを得ない理由により、仲卸業者又は関連事業者が前項の業務を行うことができない場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(市場休業日)

第六条 市場の休業日は、市場の取扱品目ごとに、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、知事が定める。ただし

4 取扱物品の属する部類について疑いがあるときは、知事がこれを定める。

(開場の期日及び時間)

第六条 東京都中央卸売市場は、第七条に掲げる市場休業日を除き、毎日開場し、開場の時間は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

食肉市場以外の市場 午前零時から午後十二時まで

食肉市場 午前五時から午後五時まで

2 卸売業者の行なう卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で知事が別に定める。

(新設)

(市場休業日)

第七条 東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、十二月二十九日から翌年の一月四日までの期間を除き、休業日が連続して三日以上にわたるとき、又



休業日に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその市場における業務（卸売の業務にあつては、せり売又は入札の方法による卸売を除く。）を行うことを妨げるものではない。

- 21 知事は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

## 第二章 市場関係事業者

### 第一節 卸売業者

#### （卸売業者の責務）

第七条 卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通の合理化並びに品質管理

は週のうち、休業日が四日以上となるときは、そのうち知事のできる日を休業日としないことができる。

#### 食肉市場以外の市場

日曜日（ただし、一月五日及び十二月二十七日から十二月三十日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び十二月三十一日から翌年の一月四日まで

#### 食肉市場

日曜日（ただし、一月五日を除く。）、国民の祝日に関する法律に定める休日及び十二月二十九日から翌年の一月四日まで

- 21 知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

## 第二章 市場関係事業者

### 第一節 卸売業者

#### （卸売業者の責務）

第八条 卸売業者は、市場における卸売業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通経費の削減並びに品質管理

の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

(名称変更等の届出)

第八条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅

滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 卸売の業務を廃止したとき。

三 名称又は住所を変更したとき。

四 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

五 商号若しくは記号を使用し、又はこれらを変更したとき。

2) 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当する

ときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 卸売業者が解散したとき。

二 卸売業者が破産手続開始の決定を受けたとき。

三 卸売業者が第四十二条第三項第一号に規定する者に該当することとなつたとき。

四 卸売業者の業務を執行する役員のうち第四十三条第三項第三号に該当するものがあることとなつたとき。

五 卸売業者若しくはその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はその判決

の徹底に努め、公正明朗な取引を推進しなければならない。

(新設)

(前)

があつたとき。

(卸売業者の数)

第九条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ご

とに、次のとおりとする。

豊島市場

青果部 一

淀橋市場

青果部 二

足立市場

水産物部 三

食肉市場

食肉部 一

板橋市場

青果部 二

花き部 一

世田谷市場

青果部 一

花き部 二

北足立市場

(削る)

第十条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可の通知

(保証金の預託)

鳥卵部 一

つけ物部 一

青果部 一

水産物部 七

豊洲市場

つけ物部 一

花き部 二

青果部 三

水産物部 二

大田市場

花き部 一

青果部 一

葛西市場

青果部 一

多摩ニュータウン市場

花き部 二

青果部 一

(削る)

を受けた日から一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第十一条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で、規則で定める。

豊島市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

淀橋市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

足立市場

水産物部

百二十万円以上千四百万円以下

食肉市場

食肉部

二百万円以上千二百万円以下

板橋市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

花き部

百二十万円以上千二百万円以下

世田谷市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

花き部

百二十万円以上千二百万円以下

北足立市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

花き部

百二十万円以上千二百万円以下

多摩ニュータウン市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

葛西市場

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

花き部

百二十万円以上千二百万円以下

大田市場

水産物部

百二十万円以上二千四百万円以下

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

花き部

百二十万円以上千二百万円以下

つけ物部

百二十万円以上四百万円以下

豊洲市場

水産物部

百二十万円以上二千四百万円以下

青果部

百二十万円以上千六百万円以下

つけ物部

百二十万円以上四百万円以下

(罰則)

(罰則)

鳥 卵 部

百二十万円以上四百万円以下

- 2 | 前項の保証金は、規則で定める有価証券をもって代用するこ  
とができる。

(保証金の追加預託)

第十二条 保証金について差押、仮差押、仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は知事の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 | 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは卸売の業務を行なうことができない。

- 3 | 第一項の規定による預託については、前条第二項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第十三条 知事は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して東京都に納付すべき金額の納付を怠つたときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、第十条第一項の保証金をこれに充てることができる。

(削る)

(削る)

2| 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の  
委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、  
当該卸売業者が預託した第十条第一項の保証金について、他の  
債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第十四条 保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から六十日  
を経過した後でなければこれを返還しない。

(せり人の登録)

第十五条 卸売業者が市場において行なう卸売のせり人は、その  
者について当該卸売業者が知事の行なう登録を受けている者で  
なければならない。

2| 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定  
めるところにより、登録申請書を知事に提出しなければならない。  
い。

3| 知事は、第二項の規定による登録の申請があつた場合は、次  
項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理  
した日から三十日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を記載  
し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに登録を受  
けたせり人に対して、登録証を交付するものとする。



- 一 申請者の名称
- 二 せり人の氏名、生年月日及び住所
- 三 せりを行う市場及び取扱品目の部類
- 四 登録年月日及び登録番号

4 知事は、第一項の規定による登録の申請があつた場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの
- 三 中央卸売市場の仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは従業員である者
- 四 東京都中央卸売市場のせり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者
- 五 市場取引業務に三年以上の経験を有していない者

(せり人の責務)

第九条 (現行のとおり)

(削る)

六 ~~せりを遂行するのに必要な能力を有していない者~~

5 ~~知事は、前項第六号の規定による能力を判定するため、あらかじめ次に掲げる事項について、筆記又は口述の方法で試験を行なうものとする。~~

一 ~~一般法律常識及び一般経済常識~~

二 ~~市場業務に関する法令についての専門的知識~~

三 ~~その他せり人の業務を行なうのに必要な実務上の知識~~

6 ~~第二項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して五年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年間とする。~~

一 ~~初めて登録を受ける者~~

二 ~~第十八条又は第百二条第三項の規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの~~

三 ~~第百二条第三項の規定によりせり人の業務の停止又は当該市場への入場の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者~~

(せり人の責務)

第十六条 (略)

~~(せり人の登録の更新)~~

第一七条 ~~卸売業者は、登録を受けたせり人にその有効期間満了~~

(削る)

(削る)

の日後も引き続き市場における御売のせりを行なわせようとする場合は、当該登録を受けたせり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の前四十日から三十日までの間に、規則で定めるところにより、登録更新申請書を知事に提出しなければならない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、せり人の登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第十八条 知事は、せり人が第十五条第四項第一号から第三号までのいずれかに規定する者に該当することとなつたとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるときは、当該せり人の登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の抹消)

第十九条 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該せり人に係る登録を抹消するものとする。

一 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。

二 卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申請したとき。

(罰る)

三 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかつたとき。

四 第五百三条第三項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

(登録証の携帯等)

第二十条 せり人は、せり売の業務に従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

(罰る)

(せり売以外の方法による販売担当者の届出)

第二十一条 卸売業者は、市場において生鮮食料品等をせり売以外の方法で販売しようとするときは、その販売に従事させる者について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、せり人をその販売に従事させる場合については、この限りでない。

(罰る)

(卸売業者の行なう卸売の代行)

第二十二条 卸売業者は、当該市場の効率的な流通と卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ知事の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができ

(削る)

第二節 仲卸業者

る。

2 卸売業者は、前項の規定により卸売を代行させた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 卸売を代行する者が代行業務を休止し、又は再開したとき。
- 二 卸売を代行する者が代行業務を廃止したとき。

3 知事は、第二項の規定により卸売を代行する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がなく卸売の代行業務を怠つたとき。
- 二 この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第二十三条 仲卸業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次のとおりとする。

豊島市場

青果部

淀橋市場

花き部

青果部

葛西市場

青果部

多摩ニュータウン市場

花き部

青果部

北足立市場

花き部

青果部

世田谷市場

花き部

青果部

板橋市場

食肉部

食肉市場

水産物部

足立市場

青果部

八

三十九

十一

九

二十七

六

二十四

十一

廿七

三十九

七十一

三十九

(削る)

大田市場

水産物部

七十九

青果部

百九十七

花き部

三十一

豊洲市場

水産物部

八百七十六

青果部

百十五

(仲卸業務の許可)

第二十四条 市場において仲卸しの業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

3 第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年

を経過しないものであるとき。

三 申請者が中央卸売市場の仲卸業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。

五 申請者が許可を受けようとする取扱品目の部類についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。

六 申請者が中央卸売市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員であるとき。

七 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号から第三号まで、第五号（当該法人の代表者に限る。）又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

八 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下これらを「暴力団



(仲卸業者の責務)

第十条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ妥当な評価及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

(罰則)

員等」という。) であるとき。

九 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

十 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

十一 その許可をすることによつて第一項の許可を受けた者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(仲卸業者の責務)

第二十五条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ妥当な評価及び品質管理の徹底並びに経営の近代化に努め、公正明朗な取引を推進しなければならない。

(保証金の預託)

第二十六条 仲卸業者は、知事から仲卸しの業務の許可の通知を受けた日から一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

(削る)

(削る)

第二十七条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額  
の六倍の範囲内で、規則で定める。

2 第十一条第二項、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の  
規定は、前条第一項の保証金について準用する。ただし、第十  
一条第二項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の  
規定は、保証金の額が十万円に満たない場合は、これを準用し  
ない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第二十八条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当する  
ときは、その許可を取り消すものとする。

一 第二十四条第四項第一号、第二号又は第六号から第十号ま  
でのいずれかに該当することとなったとき。

二 仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力又は信用  
を有しなくなつたと知事が認めるとき。

2 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、  
その許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに第二十四条第一項の許可の通知を受  
けた日から一月以内に第二十六条第一項の保証金を預託しな  
いとき。

(前)

二 正当な理由がないのに第二十四条第一項の許可の通知を受けた日から一月以内に当該仲卸しの業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

四 正当な理由がないのに仲卸しの業務の遂行を怠つたとき。

3 第一項(第一号に掲げるものを除く。)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第二十九条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合(仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、

(削る)

仲卸業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第二十四条第四項の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、同項中「第一項の許可の申請」とあるのは、「第二十九条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第二項の規定による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用が認められたものと解してはならない。

(仲卸業務の相続)

第二十条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた市場における仲卸しの業務

(削る)

(名称変更等の届出)

第十一条 (現行のとおり)

- 一 (現行のとおり)
- 二 (現行のとおり)
- 三 (現行のとおり)

を引き継ぎ営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。

2 | 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第二十四条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 | 第一項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 | 第二十四条第四項の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同項中「第一項の許可の申請」とあるのは、「第三十条第一項の認可の申請」と読み替えるものとする。

5 | 仲卸業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた店舗の使用が認められたものと解してはならない。

第三十一条 削除

(名称変更等の届出)

第三十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

四 (現行のとおり)

五 商号若しくは記号を使用し、又はこれらを変更したとき。

六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(削る)

### 第三節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第十二条 (現行のとおり)

2 前項の承認は、市場及び取扱品目ごとに行う。

3 (現行のとおり)

4 知事は、第一項の承認の申請が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 申請者が、申請前に市場の売買参加者の承認の取消しを受

四 (略)

五 商号を変更したとき。

六 (略)

2 (略)

(事業報告書の提出)

第三十二条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各

号に掲げる日現在において規則で定めるところにより作成した

事業報告書をその日から起算して九十日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

一 法人である仲卸業者にあつては毎事業年度の末日

二 個人である仲卸業者にあつては毎年十二月三十一日

### 第三節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第三十四条 (略)

2 前項の承認は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

3 (略)

4 知事は、第一項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 申請者が、申請前に東京都中央卸売市場の売買参加者の承

けたことのない者（取消の日から起算して一年を経過した者を含む。）であること。

二 （現行のとおり）

（削る）

三 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

四 （現行のとおり）

五 （現行のとおり）

（承認の有効期間等）

第十三条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 知事は、前項の承認の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が前条第四項第一号及び第二号から第五号ま

認め取消しを受けたことのない者であること（取消の日から起算して一年を経過した者を含む。）。

二 （略）

三 申請者が東京都中央卸売市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは従業員以外の者であること。

四 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員等でないこと。

五 （略）

六 （略）

（承認の有効期間等）

第二十四条の二 （略）

2 （略）

3 知事は、前項の承認の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が前条第四項第一号及び第二号から第六号ま

でに掲げる基準に適合していると認めるときは、当該承認の有効期間を更新するものとする。

4 (現行のとおり)

(名称変更等の届出)

~~第十四条~~ (現行のとおり)

一 ~~卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売に参加する業務を廃止したとき。~~

二 (現行のとおり)

三 ~~商号若しくは記号を使用し、又はこれらを変更したとき。~~

四 (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(売買参加者の承認の取消し)

~~第十五条~~ 知事は、~~売買参加者が第十二条第四項第一号若しくは第二号から第五号までのいずれかに規定する者に該当しないこととなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力若しくは信用を有しなくなつたときは、その承認を取り消すものとする。~~

でに掲げる基準に適合していると認めるときは、当該承認の有効期間を更新するものとする。

4 (略)

(名称変更等の届出)

~~第二十五条~~ (略)

一 ~~卸売業者の行う卸売に参加する業務を廃止したとき。~~

二 (略)

三 ~~商号を変更したとき。~~

四 (略)

五 (略)

2 (略)

(売買参加者の承認の取消し)

~~第二十六条~~ 知事は、~~売買参加者が第二十四条第四項第一号若しくは第二号から第六号までのいずれかに規定する者に該当しないこととなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力若しくは信用を有しなくなつたときは、その承認を取り消すものとする。~~



第四節 関連事業者

(削る)

(削る)

第四節 関連事業者

~~(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の種類  
とその数)~~

~~第三十七条 流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス  
業務の種類及び関連事業者の数の最高限度は、市場ごとに規則  
でこれを定める。~~

~~(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可)~~

~~第三十八条 市場において流通補完業務、物販・飲食業務及び加  
工・サービス業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなけ  
ればならない。~~

2 | ~~前項の許可は、市場ごとに行なう。~~

3 | ~~第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところに  
より、許可申請書を知事に提出しなければならない。~~

4 | ~~知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当す  
るときは、同項の許可をしてはならない。~~

一 | ~~申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。~~

二 | ~~申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定によ  
り罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は  
その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年~~

(関連事業者の責務)

第三十六条 関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、商品等の品質管理の徹底を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

(罰則)

を経過しないものであるとき。

三 申請者が第一項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。

五 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員等であるとき。

六 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

七 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

八 その許可をすることによつて第一項の許可を受けた者が規則で定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(関連事業者の責務)

第三十九条 関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、経営の近代化及び商品等の品質管理の徹底を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

(保証金の預託)

第四十条 関連事業者は、知事からその業務の許可の通知を受け

(削る)

(削る)

~~た日から一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。~~

- 2) ~~関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。~~

(保証金の額)

~~第四十一条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額  
の六倍の範囲内で、規則で定める。~~

- 2) ~~第十一条第二項、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の  
規定は、前条第一項の保証金について準用する。ただし、第十  
一条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の  
規定は、保証金の額が十万円に満たない場合は、これを準用し  
ない。~~

(業務の許可の取消し)

~~第四十二条 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当す  
るときは、その許可を取り消すものとする。~~

- 一 ~~第三十八条第四項第一号、第二号又は第五号から第七号ま  
でのいずれかに該当することとなったとき。~~
- 二 ~~その業務を的確に遂行することができる資力又は信用を  
有しなくなつたと知事が認めるとき。~~

- 2) ~~知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、~~

~~(関連事業者の取扱物品)~~

~~第十七条~~ 知事は、~~関連事業者の取扱物品の販売について適正な~~  
~~運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業~~  
~~者に対して、当該取扱物品の販売について必要な指示等をする~~  
~~ことができる。~~

~~(名称変更等の届出)~~

~~第十八条~~ (現行のとおり)

~~その許可を取り消すことができる。~~

- ~~一 正当な理由がないのに第三十八条第一項の許可の通知を~~  
~~受けた日から一月以内に第四十条第一項の保証金を預託し~~  
~~ないとき。~~
- ~~二 正当な理由がないのに第三十八条第一項の許可の通知を~~  
~~受けた日から一月以内にその業務を開始しないとき。~~
- ~~三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止~~  
~~したとき。~~
- ~~四 正当な理由がないのにその業務の遂行を怠ったとき。~~

~~3) 第二十八条第三項の規定は、第一項(第一号に掲げるときを~~  
~~除く)又は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について~~  
~~準用する。~~

~~(関連事業者の業務の規制)~~

~~第四十二条~~ 知事は、~~関連事業者の業務の適正な運営を確保する~~  
~~ため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対して、そ~~  
~~の業務又は取扱物品の販売について必要な指示等をするこ~~  
~~とができる。~~

~~(名称変更等の届出)~~

~~第四十四条~~ (略)

(削る)

2| (現行のとおり)

(削る)

### 第三章 売買取引、決済の方法等

#### 第一節 卸売市場の業務の方法

(差別的取扱いの禁止)

第十九条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対し  
て、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2| ~~流通補完業務を行う者は、運搬料（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）、保管料（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。第六十九条第二項において同じ。）又は荷扱料（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）等を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。~~

3| (略)

(事業報告書の提出)

第四十五条 ~~関連事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において規則で定めるところにより作成した事業報告書をその日から起算して九十日を経過する日までに知事に提出しなければならない。~~

- 一 ~~法人である関連事業者にあつては毎事業年度の末日~~
- 二 ~~個人である関連事業者にあつては毎年十二月三十一日~~

### 第三章 売買取引及び決済の方法

(新設)

(新設)

(卸売の数量、価格等の公表)

第二十条 知事は、卸売業者から第三十二条の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに卸売の数量、価格その他規則で定める事項を公表するものとする。

(新設)

(売買取引の方法)

第二十一条 市場において行う卸売については、規則で定める売買取引の方法によるものとする。

(新設)

21 知事は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があると認めるときは、卸売における売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

(決済の方法)

第二十二条 市場において取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める。

(新設)

第三節 取引参加者の遵守事項等

(新設)

(売買取引の原則)

第二十三条 取引参加者は、市場において公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(新設)

(卸売業者による差別的取扱いの禁止)

第二十四条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷

(新設)

者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売業者の卸売の方法)

第二十五条 卸売業者は、第二十一条第一項に規定する方法により、卸売を行わなければならない。

(新設)

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第二十六条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(新設)

(受託拒否の禁止)

第二十七条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(新設)

(決済の確保)

第二十八条 取引参加者は、第二十二条に定められた方法により、決済を行わなければならない。

(新設)

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、速やかに知事に届け出

なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも同様とする。

3| 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又はこれらの団体と決済に関して契約等を締結したときは、その内容を速やかに知事に届け出なければならない。当該契約等の内容を変更したときも、同様とする。

4| 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払を怠つたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出)

第二十九条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に知事に提出しなければならない。

2| 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について、出荷者から閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

3| 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を知事

(新設)



に提出しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第三十条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量

価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状

況を含む。）等を定期的に公表しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告等)

第三十一条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲

卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規

則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合に

は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、

この限りでない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等)

第三十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、当

該市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をした

ときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければな

らない。

2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外の場所に搬入

(新設)

(新設)

(新設)

して卸売をする場合、当該生鮮食料品等の保管場所について、規則で定めるところにより、知事の指定を受けなければならない。

- 3) 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第三十二条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、価格その他の売買取引の結果等を知事に報告しなければならない。

(卸売の記録の提出)

第三十四条 卸売業者は、取扱品目に属する物品の卸売をしたときは、当該物品の品名、数量その他規則で定める事項を記録しなければならない。

- 2) 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、前項の記録を提出させることができる。

- 3) 前項の規定による記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。

(新設)

(新設)

(せり人の届出等)

第三十五条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人について、知事に届け出なければならない。

2) 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、受理した日から三十日以内に、届出のあつたせり人に対して、せり人証を交付しなければならない。

3) 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、知事が行う市場業務に係る法令等に関する講習をあらかじめせり人に受講させなければならない。

4) せり人は、せり売の業務に従事するときは、せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

5) 卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなつた場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等の報告)

第三十六条 仲卸業者は、仲卸の業務を行う市場内において、当該市場の取扱品目に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところ

(新設)

(新設)

により、知事に報告しなければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第三十七条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、次の各号

に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書を当該日から起算して九十日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

一 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

二 個人である仲卸業者 毎年十二月三十一日

(人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止)

第三十八条 知事は、人の健康を損なうおそれのある物品が市場

に搬入されることがないように努めなければならない。

2 何人も、人の健康を損なうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。

(売買取引の制限)

第三十九条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合に

において、談合その他不正な行為があると認めるときは、その売

(新設)

(新設)

(新設)

買（卸売業者にあつては委託の引受けを含む。）の差止め、又は  
せり直し若しくは再入札を命ずることができる。

（関連事業者の事業報告書の提出）

第四十条 関連事業者は、規則で定めるところにより、次の各号  
に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において作成し  
た事業報告書を当該日から起算して九十日を経過する日までに  
知事に提出しなければならない。

- 一 法人である関連事業者 毎事業年度の末日
- 二 個人である関連事業者 毎年十二月三十一日

（物品の品質管理の方法）

第四十一条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、食品衛  
生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）その他関係法令に即  
して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない  
。

（安全・品質管理体制の整備）

第四十二条 知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と  
連携し、物品の安全の確保及び衛生管理の向上を図るための体  
制の整備に努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(削る)

(削る)

(売買取引の原則)

第四十六条 東京都中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第四十七条 卸売業者は、東京都中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 卸売予定数量のすべてをせり売又は入札の方法によることが適当であるものとして規則で定める物品 せり売又は

入札

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当であるものとして規則で定める物品 知事が品目ごとに別に定める一定の割合に相当する部分（以下「指定部分」という。）についてはせり売又は入札、指定部分以外の部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引

三 前二号に掲げるもの以外の物品 せり売若しくは入札又は相対取引

2 卸売業者は、前項第一号の物品及び同項第二号の指定部分の

物品については、次の各号のいずれかの場合であつて、知事がせり売又は入札の方法により卸売をすることが不適当であると認めて承認したときは、相対取引によることができる。

- 一 災害が発生した場合
- 二 入荷が遅延した場合
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合
- 五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売(以下「予約相対取引」という。)をする場合
- 六 第五十八条第一項ただし書の規定により知事の許可を受け、せり売又は入札による販売開始時刻(以下「せり売開始時刻」という。)前に卸売をする場合
- 七 第六十条第一項ただし書の規定により知事の許可又は承認を受けて、その市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3| 卸売業者は、第一項第三号の指定部分以外の部分の物品及び同項第三号の物品について、その売買取引の方法を卸売場の見やすい場所において掲示等の方法により、市場関係者に十分に

(削る)

周知しなければならない。

4 卸売業者は、第二項第二号の指定部分以外の部分の物品及び同項第三号の物品のうち相対取引とした物品については、次の各号のいずれかの場合であつて知事が指示したときは、せり売又は入札によらなければならない。

一 物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

二 物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

5 知事は、第二項各号の物品又は同項第二号の割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第百十二条の二第二項に規定する取扱部類別取引委員会(以下この章において「取引委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

6 知事は、第二項各号の物品又は同項第二号の割合を定め、又は変更したときは、当該物品の品目又は割合を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

7 知事は、第二項各号に掲げる場合において、適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があると認めるときは、売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

#### 第四十八条 削除

(せり売又は入札以外の方法の承認申請)



(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第四十九条 第四十七条第二項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 第五十八条第二項ただし書、第五十九条の二(第四十七条第一項第一号の物品及び同項第二号の指定部分の物品に係る承認に適用される場合に限る。)又は第六十条第一項ただし書(第四十七条第一項第一号の物品及び同項第二号の指定部分の物品に係る許可又は承認に適用される場合に限る。)の規定による許可又は承認を受けた場合は、第四十七条第二項の規定による承認を受けたものとみなす。

(売買取引の単位)

第五十条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。

(受託物品の即日上場)

第五十一条 卸売業者は、上場できる時までに受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指図がある場合は、この限りでない。

(指値その他の条件の届出)

第五十二条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場

合は、卸売の販売開始時刻前にその旨を当該物品に表示し、かつ、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。ただし、委託者からの指値価格が確認できる書類を添付する場合にあつては、販売終了後に提出することができる。

2 卸売業者は、前項の規定による受託物品について、指値その他の条件が満たされないため、その販売を中止した場合において、その売買に参加している者から要求があつたときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 卸売業者は、第一項の表示及び届出をしないで販売を開始したときは、指値の金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額とする。）に達しない場合においても販売を中止してはならない。

(販売条件の変更)

第五十三条 前条第一項の受託物品で、相当期間内にこれを販売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、そのため委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、卸売業者は知事の承認を受けて、その条件がなかつたものとして、これを販

(罰則)

(罰則)

売することができる。

- 2 前項ただし書の規定により販売をしたときは、当該卸売業者の請求により知事は証明書を交付する。

(物品の上場順位)

第五十四条 物品の上場は、物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に別段の規定がある場合は、この限りでない。

- 2 同一品目に属する物品については、受託物品を先に上場しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず相当の理由があるときは、卸売業者は上場順位の変更をすることができる。この場合において、卸売業者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第五十五条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けて卸売の業務を行う市場に係る開設区域（法第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定した東京都の区域をいう。以下同じ。）内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとする場合は、当該許可に係る卸売の業務として卸売をするとき並びに東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例

(削る)

第百五十四号) 第七条第一項の許可を受けて同項の許可に係る卸売の業務として卸売をするとき及び同条例第十二条第一項又は第二項の規定による地位の承継を受けて同条例第七条第一項の許可に係る卸売の業務として卸売をするときを除き、規則に定めるところにより、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更する場合も同様とする。

2) 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3) 知事は、第一項の承認をしようとするときは、取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第五十六条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2) 卸売業者は、卸売の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第六十九条第一項の規定によ

(削る)

(削る)

り承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売をしていない物品の搬出の禁止)

第五十七条 何人も、卸売業者が卸売をしていない取扱物品を市場(第六十六条第二項第一号に規定する場所を含む。)から搬出してはならない。ただし、卸売業者が委託者の指図を受けた物品であつて、知事が事前にその旨を確認したときは、この限りでない。

(せり売開始時刻前の卸売の禁止)

第五十八条 卸売業者は、第四十七条第二項第一号の物品及び同項第二号の指定部分の物品については、せり売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合において、知事が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

一 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するためその市場の卸売業者に対して卸売をする場合

二 都民の需要に応ずるため支障がない場合において、開設区域外の卸売市場の卸売業者又はその卸売業者に出荷する仲卸業者に対して卸売をするとき。

(削る)

(削る)

(削る)

三 予約相対取引をする場合

四 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるため卸売をする場合

2 前項第一号、第二号及び第四号の規定により卸売をした物品の価格は、当日における同種物品の当該市場における卸売価格とする。

(せり売開始時刻前の卸売の許可申請)

第五十九条 前条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。

(予約相対取引の承認)

第五十九条の二 知事は、第五十八条第二項第三号の規定により許可する場合のほか、卸売業者が予約相対取引をする場合において、当該取引に係る市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めるときは、これを承認するものとする。

(予約相対取引の承認申請)

第五十九条の三 前条の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出し

(卸る)

なければならない。

(卸売の相手方の制限)

第六十条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、知事が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 当該市場において入荷量が著しく多い場合又は当該市場に出荷された物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合

エ 開設区域外の卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

二 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者と  
の間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売  
の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場にお  
いて卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(卸  
売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者  
の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対して卸売  
をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要  
件を満たしているとき。ただし、食肉市場における家畜の生  
体については、当該卸売の対象とはならない。

ア 当該契約において、卸売の対象となる物品の品目及び数  
量の上限、卸売の実施期間(一月以上に限る。)並びに入荷  
量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を  
知事に提出し、取引委員会の審議を経て、当該契約に基づ  
く卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない  
旨の知事の承認を受けていること。

三 卸売業者が、農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を  
構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合  
法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは



は森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、食品等の製造、加工又は販売の事業を行つる者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該卸売の対象とはならない。

ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目及び数量の上限並びに卸売の実施期間（一月以上二年未満に限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

2 前項第一号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければ

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ばならない。

3 第二項第二号イ又は第三号イの承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

4 第一項第一号の規定による許可又は第二号イ若しくは第三号イの承認を受けた卸売業者は、当該許可又は承認に係る取扱物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

第六十一条から第六十三条まで 削除

(卸売業者の買受物品等の制限)

第六十四条 卸売業者は、当該市場において卸売された物品について仲卸業者又は売買参加者から販売の委託を受け、又は買い受けてはならない。

第六十五条 削除

(市場外にある物品の卸売の制限)

第六十六条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 知事が指定する場所（法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。

二 第五十八条第二項第三号又は第五十九条の二の規定による許可又は承認を受けた物品を、開設区域内の当該許可又は承認に係る申請において引渡しの場所とされている場所で引渡しをするとき。

三 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる物品の卸売をしようとする場合であつて、知事があらかじめ取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

ア 卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。）第二十六条第二項第四号イ(1)から(6)までに掲げる物品

イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引をすることが可能な物品（アに掲げる物品を除く。）であつて、東京都中央卸売市場において統一的に、又は市場ごとに、

当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして、知事が別に定める物品

2| 前項第一号の規定による場所の指定を受けようとする御売業者は、規則で定めるところにより、申出書を知事に提出しなければならない。

3| 第一項第一号の規定による指定を受けた御売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4| 知事は、第一項第一号の規定による指定又は省令第二十五条第二項の規定による申出をしようとするときは、当該市場に係る開設区域内における交通事情、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所の存在状況、当該市場に係る売買参加者の店舗の分布状況、指定する場所について容易に監査することのできる条件等を考慮するものとする。

5| 第一項第三号の規定による承認を受けようとする御売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

6| 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る

取引が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、これを承認するものとする。

一 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

二 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては、品種及び部位を含む）、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で知事が別に定めるものが提供されることが確実であること。

三 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

四 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

五 知事による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。

7 第一項第三号の規定による承認を受けて卸売をした卸売業者は、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

(削る)

(削る)

(削る)

第六十七条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買って受けてはならない。

(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)

第六十八条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から、第八十二条第二項に規定する委託手数料以外の報酬を受けてはならない。

(受託契約約款)

第六十九条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。当該受託契約約款の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 委託物品の受渡しに関する事項
- 二 受託物品の保管に関する事項
- 三 受託物品の手入れ加工等に関する事項
- 四 受信場所に関する事項

- 五 送り状又は発送案内に関する事項
- 六 受託物品の上場に関する事項
- 七 販売条件の設定 変更及びその取扱方法に関する事項
- 八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- 九 委託手数料に関する事項
- 十 委託者の負担すべき費用に関する事項
- 十一 仕切りに関する事項
- 十二 第六十条第二項ただし書及び第一百七十七条に関する事項
- 十三 量目及び計量に関する事項（食肉部に限る。）
- 十四 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料並びに原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定価格に関する事項（食肉部に限る。）
- 十五 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保又は解除に関する事項
- 十六 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）その他の法令等の規定による表示に適正を欠く物品の取扱いに関する事項
- 十七 前各号に掲げるもののほか、重要な事項

3 第一項の承認を受けようとする卸売業者は、卸売の業務の許

(削る)

可の通知を受けた日から一月以内に当該受託契約約款を添えて、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 卸売業者は、第一項の承認を受けた受託契約約款を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における委託物品の受領の通知及び委託物品の検収)

第七十条 卸売業者は、委託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

- 2 卸売業者は、委託物品（第六十六条第二項第三号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする委託物品（以下この条において「電子商取引に係る委託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては検収を確実に行い、委託物品の種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、知事の検査を受け、その結果を前項の規定による物品受領の通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に出荷者が立ち会ってその丁承を得られたときは、この限りでない。

- 3 電子商取引に係る委託物品の受領に当たっては、卸売業者又



(削る)

(削る)

は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行い、委託物品の種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、知事の検査を受け、その結果を第一項の規定による物品受領の通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

4 卸売業者は、委託物品の異状については、出荷者が立ち会って了承を得られた場合を除き、前二項の検査を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(販売原票の作成)

第七十一条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成しなければならない。

2 前項の販売原票には、卸売をした物品の品名、性別（食肉部に限る。）、産地、出荷者、等級、数量、単価（せり売若しくは入札又は相対取引による販売価格の単価とする。）及び買受人を記載しなければならない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第七十二条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなけ

(前る)

なければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠つたと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が第一項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

#### (仲卸業者の業務の規制)

第七十三条 仲卸業者は、仲卸しの業務の許可を受けて仲卸しの業務を行う市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、第一項の市場内においては、仲卸しの業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次に掲げ

る要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

一 仲卸業者が、知事の許可を受けていること。

二 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする物品を買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該買入れの対象とはならない。

ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目及び数量の上限、卸売の実施期間（一月以上に限る。）並びに入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第六十条第一項第二号イの承認を受けていること。

三 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。ただし、食肉市場におけ

る家畜の生体については、当該買入れの対象とはならない。

ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目及び数量の上限並びに買入れの実施期間（一月以上二年未満に限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

3 前項第一号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第二項第三号イの承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

5 知事が第二項第一号の許可をするかどうかの決定は、当該物品に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき、調査して行なうものとする。

6 東京都中央卸売市場のうち、仲卸しの業務の許可を受けて仲卸しの業務を行う市場以外の市場の卸売業者から買い入れることにつき、第二項第一号の許可を受けた仲卸業者は、第三十四

(罰則)

条第四項の規定にかかわらず、同条第一項の知事の承認を受けたものとみなす。

7 仲卸業者は、第二項ただし書の規定により物品を買い入れて販売したときは、規則に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第七十四条 仲卸業者は、仲卸しの業務の許可を受けて仲卸しの業務を行う市場に係る開設区域内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとする場合は、当該許可に係る仲卸しの業務としてするとき及び東京都地方卸売市場条例第四条の許可を受けた開設者が定める業務規程の定めにより仲卸しの業務として販売するときを除き、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 知事は、第一項の承認をしようとするときは、取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、取引委員会が、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(削る)

(削る)

4| 仲卸業者は、当該許可に係る取扱物品を貯蔵、保管、仕分け、  
調製又は配送するための施設をその許可を受けた市場外に設置  
することができる。

5| 前項の施設を設置した仲卸業者は、規則で定めるところによ  
り、届出書を知事に提出しなければならない。

(人の健康をそこなうおそれのある物品の売買禁止)

第七十五条 知事は、人の健康をそこなうおそれのある物品が市  
場に搬入されないよう努めるものとする。

2| 何人も、人の健康をそこなうおそれのある物品を市場におい  
て売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3| 知事は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物  
品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずること  
ができる。

(売買取引の制限)

第七十六条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、  
次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その売買を差  
し止め(卸売業者にあつては委託の引受けを含む。)、又はせり  
直し若しくは再入札を命ずることができる。

一 談合その他不正な行為があると認められるとき。

(削る)

二 不当な価格を生じたとき又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった場合には、知事は、その売買を差し止めることができる。

一 売買について不正又は不当な行為をしたとき。

二 買受代金の支払を怠ったとき。

(卸売予定数量等の報告)

第七十七条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を知事に報告しなければならない。

一 せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げる物品を除く。)

二 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)

三 第六十条第二項第一号ア、ウ及びエ並びに同項第二号及び第三号の規定により知事の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品

四 第六十六条第二項第二号の規定により同号に規定する申請

において引渡し場所とされている開設区域内の場所で引渡しをする物品及び同項第三号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をする物品

2| 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を知事に報告しなければならない。

一 せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)

二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)

三 第六十条第一項各号の規定により知事の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

四 第六十六条第一項第二号の規定により同号に規定する申請において引渡し場所とされている開設区域内の場所で引渡しをした物品及び同項第三号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をした物品

3| 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月十日までに前月中に卸売をした物品の品名、数量及び卸売価格を知事に報告



(卸る)

しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

- 第七十八条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、その主要な品目ごとの数量及び主要な産地を卸売の販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 一 せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げる物品を除く。)
  - 二 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
  - 三 第六十条第二項第一号ア、ウ及びエ並びに同項第三号及び第三号の規定により知事の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品
  - 四 第六十六条第二項第二号の規定により同号に規定する申請において引渡しの場所とされている開設区域内の場所で引渡しをする物品及び同項第三号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をする物品
- 2| 卸売業者は、毎開場日、販売終了後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量、主要な産地並びに高値・中値及び安値に区分した卸売価格を卸売場等において公表しな

(前)

ければならない。

一 せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)

二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)

三 第六十条第二項各号の規定により知事の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

四 第六十六条第二項第二号の規定により同号に規定する申請において引渡しの場所とされている開設区域内の場所で引渡しをした物品及び同項第三号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をした物品

3 知事は、前項に規定するもののほか、公正な売買取引を推進するために公表する必要があると認める事項を卸売業者に公表させることができる。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第七十九条 知事は、卸売業者から第七十七条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

(削る)

21 知事は、卸売業者から第七十七条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格は、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第八十条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価(販売価格の単価とする。以下この条において同じ。)、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第八十六条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額)、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

(削る)

(削る)

ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書に規定する場合のほか、売買仕切書及び売買仕切金について委託者と特約をした場合は、次に掲げる事項を記載した書面を備え付け、知事の求めがあつたときはその書面を提出しなければならない。

一 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

二 特約の内容

三 支払方法

3 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として卸売をしたときは、第一項の規定による売買仕切書には、枝肉に係る事項のほか原皮、内臓その他の副産物の販売価格及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額を記載しなければならない。

## 第八十一条 削除

(委託手数料の率)

第八十二条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。)に係る率を定め、又は変更しようとするときは、規則で

(削る)

(削る)

定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2| 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。

3| 卸売業者が知事に届け出た委託手数料の率は、規則の定める期間は、原則固定するものとする。

4| 知事は、第一項の届出を行う卸売業者から、規則で定めるところにより、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

5| 卸売業者は、第一項の委託手数料に係る率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

#### 第八十三条 削除

(出荷奨励金の交付)

第八十四条 卸売業者は、当該市場における生鮮食料品等の安定した供給の確保を図るため、出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2| 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

3| 知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申

(削る)

請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の供給の安定に資するものと認められるものでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第八十五条 買受人は、卸売業者又は仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(卸売業者から買い受けた場合にあつては卸売価格とし、仲卸業者から買い受けた場合にあつては消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者又は仲卸業者があらかじめ知事の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により支払猶予の特約の承認を受けようとする卸売業者又は仲卸業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第二項ただし書の規定による承認の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

一 当該特約が、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱

(削る)

(削る)

(削る)

いとなるものであるとき。

二 当該特約により卸売業者若しくは仲卸業者の財務の健全性をそとない、又は卸売の業務若しくは仲卸の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

4 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が第二項の代金(次条において「買受代金」という。)の支払を怠つたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(買受代金の早期支払)

第八十五条の二 仲卸業者から物品を買い受けた買出人は、買受代金を早期に支払うよう努めなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第八十六条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第八十七条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところ

(削る)

(削る)

るにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 当該承認をすることにより卸売業者間に過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき。

二 当該承認をすることにより卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。

#### 第四章 卸売の業務に係る品質管理

##### (物品の品質管理の方法)

第八十七条の二 知事は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

一 施設の取扱品目に関する事項

二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

四 その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、前項に規定する



(削る)

#### 第四章 市場施設の使用及び公開

##### 第一節 市場施設の使用

(削る)

規則で定める物品の品質管理の方法に従い、卸売の業務に係る物品の品質を管理しなければならない。

(安全・品質管理体制の整備)

第八十七条の三 知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めるものとする。

#### 第五章 市場施設の使用及び公開

##### 第一節 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

第八十八条 市場内の用地、建物、設備その他の施設(以下「市場施設」という。)のうち、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の指定又は許可をしてはならない。

一 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執

(市場施設の使用許可等)

第四十三條 知事は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し  
て市場施設の使用を許可することができる。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買  
出人の団体その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施  
設の使用を許可することができる。

3 知事は、卸売業者として市場施設の使用の許可を受けよう  
とする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用  
の許可をしてはならない。

一 法人でないとき。

二 第六十四條第一項、第二項又は第四項の規定により市場施  
設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から  
起算して三年を経過しない者であるとき。

三 業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者が

行する役員が、暴力団員等であるとき。

二 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務  
の補助者として使用しているとき。

三 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を  
受けているものであると認められるとき。

(新設)

あるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等であるもの

四 市場における卸売の業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有する者でないとき。

五 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

六 その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

4 知事は、仲卸業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執

行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 市場における仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。

五 取扱品目についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。

六 暴力団員等であるとき。

七 法人である場合にあつてはその業務を執行する役員のうち  
に第一号から第三号まで、第五号（当該法人の代表者に限る。）  
又は前号のいずれかに該当するものがあるとき。

八 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

九 その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

5) 知事は、関連事業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の

使用の許可をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者であるとき。

三 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 その業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有する者でないとき。

五 暴力団員等であるとき。

六 法人である場合にあつてはその業務を執行する役員が、前号に該当する者であるとき。

七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

八 その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

6 知事は、卸売業者にあつては第三項各号、仲卸業者にあつて

は第四項各号、関連事業者にあつては前項各号のいずれかに該当することを知つたときは、市場施設の使用の許可を取り消さなければならない。

7 知事は、第二項の許可について、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員等であるとき。

二 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

三 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

8 第一項の許可を受けた卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、第三章第二節に規定する取引参加者の遵守事項等（以下「遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

（転貸等の禁止）

第四十四条 市場施設について使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（転貸等の禁止）

第八十九条 市場施設について使用の指定又は許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の一部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 (現行のとおり)

(現状変更の禁止)

第四十五条 (現行のとおり)

(市場施設の返還)

第四十六条 使用者の死亡、解散、廃業その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は当該使用者は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用許可の取消しその他の規制)

第四十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

1 (現行のとおり)

1 市場施設の使用の許可のときと著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不適當と認められるに至つたとき。

(削る)

2 (略)

(現状変更の禁止)

第九十条 (略)

(市場施設の返還)

第九十一条 使用者の死亡、解散若しくは廃業等又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第九十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

1 (略)

1 市場施設の使用の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不適當と認められるに至つたとき。

3 第八十八条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 (現行のとおり)

(補修命令)

~~第四十八条~~ (現行のとおり)

(使用料等)

~~第四十九条~~ (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 ~~第四十四条第二項~~ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、知事は、使用者にその本来の用途の建物又は設備使用料に相当する額を納付させることができる。

4 から7まで (現行のとおり)

(使用料の減免)

~~第五十条~~ (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 ~~第四十七条~~の規定により使用停止三日以上にわたつたとき。

三 (現行のとおり)

(保証金の預託)

~~第五十一条~~ 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、次条に定める

四 (略)

(補修命令)

~~第九十二条~~ (略)

(使用料等)

~~第九十四条~~ (略)

2 (略)

3 ~~第八十九条第二項~~ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、知事は、使用者にその本来の用途の建物又は設備使用料に相当する額を納付させることができる。

4 から7まで (略)

(使用料の減免)

~~第九十五条~~ (略)

一 (略)

二 ~~第九十二条~~の規定により使用停止三日以上にわたつたとき。

三 (略)

(新設)



保証金を預託した後でなければ、市場施設の使用を開始してはならない。

(保証金の額)

第五十二条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる当該卸売業者の最も取扱いが多く取扱品目の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、規則で定める。

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 一 水産物 | 百二十万円以上二千四百万円以下 |
| 二 青果物 | 百二十万円以上千六百万円以下  |
| 三 食肉  | 二百万円以上千二百万円以下   |
| 四 花き  | 百二十万円以上千二百万円以下  |

2) 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額額の六倍の範囲内で、規則で定める。

3) 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額額の六倍の範囲内で、規則で定める。

4) 前三項の保証金は、規則で定める有価証券をもって代用することができる。ただし、保証金の額が十万円に満たない場合は、この限りでない。

(保証金の追加預託)

第五十三条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達が

(新設)

(新設)

あつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は知事の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは市場施設を使用することができない。

3 第一項の規定による預託については、前条第四項の規定を準用する。

#### (保証金の充当)

第五十四条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が使用料その他市場に関して東京都に納付すべき金額の納付を怠つたときは、第五十二条の保証金をこれに充てることができる。

#### (保証金の返還)

第五十五条 保証金は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が市場施設の使用資格を失つた日から六十日を経過した後でなければこれを返還しない。

### 第二節 市場施設の公開

(新設)

(新設)

### 第二節 市場施設の公開

(市場施設の公開)

第五十六條 (現行のとおり)

(事業主体)

第五十七條 (現行のとおり)

(使用の手続)

第五十八條 (現行のとおり)

(公開する市場施設の範囲)

第五十九條 第五十七條に規定する団体が使用できる市場施設の範囲は、知事が許可をした市場施設以外の施設とするものとする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第六十條 第五十八條第一項の承認を受けて市場施設を使用したときは、市場使用料は無料とする。

## 第五章 監督

(報告及び検査)

第六十一條 知事は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又

(市場施設の公開)

第九十六條 (略)

(事業主体)

第九十七條 (略)

(使用の手続)

第九十八條 (略)

(公開する市場施設の範囲)

第九十九條 第九十七條に規定する団体が使用できる市場施設の範囲は、知事が指定又は許可をした市場施設以外の施設とするものとする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第一百條 第九十八條第一項の承認を受けて市場施設を使用したときは、市場使用料は無料とする。

## 第六章 監督

(報告及び検査)

第一百一條 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出

はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者が第四十三条第一項の規定により使用の許可を受けた市場施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者が許可を受けた市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3及び4 (現行のとおり)  
(指導及び助言)

第六十二条 知事は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 (現行のとおり)  
(改善措置命令)

第六十三条 知事は、遵守事項を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対して、その業務又

を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、指定若しくは許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3及び4 (略)  
(指導及び助言)

第一百一条の二 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 (略)  
(改善措置命令)

第一百一条 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、

は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(削る)

(削る)

当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること又は卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率その他の事項に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対して、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。ただし、個人である仲卸業者の財産の状況に関する基準は、知事が別に定める。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

三 経常損失が規則で定める期間生じた場合

(罰る)

(罰る)

21 (現行のとおり)

(罰る)

(監督処分)

第六十四条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買受人  
(仲卸業者及び売買参加者を除く。以下この条において同じ)、  
関連事業者、買出人又は出荷者が次の各号のいずれかに該当す  
るときは、これらの者に対して当該行為の中止、変更その他違  
反を是正するため必要な措置を命じ、又は卸売業者に対しては

41 知事は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確  
保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対して、当該  
仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を  
命ずることができる。

5 知事は、市場における流通補完業務、物販・飲食業務及び加工  
・サービス業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要がある  
と認めるときは、関連事業者に対して、当該関連事業者の業務又  
は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ  
る。

61 (略)

71 知事は、第三項ただし書に規定する基準を定めたときは、こ  
れを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したと  
きも同様とする。

(監督処分)

第三百三条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業  
者又は買出人が次の各号の一に該当するときは、これらの者に  
対して当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な  
措置を命じ、又は卸売業者に対しては十万円以下の過料を科し、  
若しくは六月以内の期間を定めてその卸売業務の全部若しくは

五万円以下の過料を科し、第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命じ、仲卸業者に対しては五万円以下の過料を科し、第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命じ、売買参加者に対しては第十二条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じ、関連事業者に対しては第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命じ、買受人、買出人又は出荷者に対しては六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

一 第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第二項若しくは第三項、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第三十六条、第三十七条又は第四十条の規定に違反したとき。

二 前条第二項及び第三項の規定に基づき改善措置命令に違反したとき。

(罰則)

一部の停止を命じ、仲卸業者に対しては十万円以下の過料を科し、第二十四条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命じ、売買参加者に対しては十万円以下の過料を科し、第三十四条第一項の承認を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて東京都中央卸売市場への入場の停止を命じ、関連事業者に対しては第三十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、買出人に対しては六月以内の期間を定めて東京都中央卸売市場への入場の停止を命ずることができる。

一 業務に関し不正の行為があつたとき。

二 市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害したとき。

三 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による東

(削る)

(削る)

2 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、一万円以下の過料を科し、~~第四十三条第二項及び第二項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。~~

一 (現行のとおり)

二 市場施設の使用につき許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至つたとき。

三 (現行のとおり)

四 (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

3 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができ

~~京都に対する納付金を納付しないとき。~~

四 ~~売買任切金又は買受代金の支払をしないとき。~~

五 ~~前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づき処分違反したとき。~~

2 知事は、使用者が次の各号の一に該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、一万円以下の過料を科し、~~第八十八条の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。~~

一 (略)

二 市場施設の使用につき~~指定若しくは許可~~をした目的若しくは条件に違反し、又はその~~指定若しくは許可~~をした目的の達成が著しく困難と認められるに至つたとき。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

3 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、~~その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の停~~



る。

- 一 (現行のとおり)
- 二 (現行のとおり)
- 三 (現行のとおり)
- 四 (現行のとおり)

4 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買受人、関連事業者、買出人、出荷者又は使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づき処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して六月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買受人、関連事業者、買出人、出荷者又は使用者に対しても第二項又は第三項の規定を適用する。

(罰則)

#### 第六章 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

(運営協議会の設置)

第六十五条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審

止若しくは当該市場への入場の停止を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

4 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、買出人又は使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づき処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して六月以内の期間を定めて東京都中央卸売市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、買出人又は使用者に対しても第二項又は第三項の規定を適用する。

51 第二十八条第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可、指定又は承認の取消しに係る聴聞について準用する。

#### 第七章 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

(運営協議会の設置)

第四百四条 法第十三条及び第十三条の二の規定に基づき、東京都

議するため、知事の附属機関として東京都中央卸売市場取引業務運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第六十六條（現行のとおり）

- 一 市場の業務の運営に関する事。
- 二 市場における開場の期日に関する事。
- 三 市場における卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事。
- 四 市場における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事。
- 五 市場における卸売の業務を行う者及びその取扱品目に関する事。
- 六 市場における卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事。
- 七 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事。
- 八 市場の広報活動に関する事。

中央卸売市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都中央卸売市場取引業務運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第百五條（略）

- 一 東京都中央卸売市場の業務の運営に関する事。
  - 二 東京都中央卸売市場における法第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項に関する事。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 三 東京都中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事。
  - 四 東京都中央卸売市場の広報活動に関する事。

九 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(組織)

第六十七条 (現行のとおり)

(委員の任期)

第六十八条 (現行のとおり)

(会長の選任及び権限)

第六十九条 (現行のとおり)

(招集)

第七十条 (現行のとおり)

(定足数及び表決数)

第七十一条 (現行のとおり)

(部会)

第七十二条 (現行のとおり)

(幹事及び書記)

第七十三条 (現行のとおり)

(市場別取引業務運営協議会への委任)

第七十四条 運営協議会に市場ごとに市場別取引業務運営協議会

(以下「市場別運営協議会」という。)を置き、当該市場におけ

五 (略)

2 (略)

(組織)

第一百六条 (略)

(委員の任期)

第一百七条 (略)

(会長の選任及び権限)

第一百八条 (略)

(招集)

第一百九条 (略)

(定足数及び表決数)

第一百十条 (略)

(部会)

第一百一一条 (略)

(幹事及び書記)

第一百十二条 (略)

(市場別取引業務運営協議会への委任)

第一百十二条の二 運営協議会に市場ごとに市場別取引業務運営協

議会(以下「市場別運営協議会」という。)を置き、当該市場に

る第六十六条第一項各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

2 (現行のとおり)

3 市場別運営協議会には、専門委員会として取扱品目別取引委員会(以下「取引委員会」という。)を置くものとし、市場別運営協議会が必要と認めるときは、その他の専門委員会を置くことができる。

4 (現行のとおり)

(規則への委任)

第七十五条 (現行のとおり)

#### 第七章 雑則

(災害時における生鮮食料品の確保)

第七十六条 (現行のとおり)

(清潔の保持及び環境改善の義務)

第七十七条 (現行のとおり)

(市場施設の適正使用等)

第七十八条 (現行のとおり)

(自動車の登録の義務)

における取扱品目の部類別に第四十七条第五項並びに第五十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

2 (略)

3 市場別運営協議会には、専門委員会として取扱部類別取引委員会(以下「取引委員会」という。)を置くものとし、市場別運営協議会が必要と認めるときは、その他の専門委員会を置くことができる。

4 (略)

(規則への委任)

第一百十二条の三 (略)

#### 第八章 雑則

(災害時における生鮮食料品の確保)

第一百三十三条 (略)

(清潔の保持及び環境改善の義務)

第一百四十四条 (略)

(市場施設の適正使用等)

第一百四十四条の二 (略)

(自動車の登録の義務)

第七十九条 (現行のとおり)

(火災の予防)

第八十条 (現行のとおり)

(労働条件についての報告等)

第八十一条 (現行のとおり)

(卸売の業務の代行)

第八十二条 知事は、卸売業者が市場施設の使用の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行つことができなくなった場合には、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は委託の申込みのあつた物品について他の卸売業者に卸売の業務を行わせるものとする。

2 (略)

3 (略)

(営業行為の制限)

第八十三条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの市場施設の使用の許可に関する業務を行つ場合及び知事が必要と認める場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 (現行のとおり)

第一百四十三条 (略)

(火災の予防)

第一百四十五条 (略)

(労働条件についての報告等)

第一百四十六条 (略)

(卸売の業務の代行)

第一百四十七条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行つことができなくなった場合には、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は委託の申込みのあつた物品について他の卸売業者に卸売の業務を行なわせるものとする。

2 (略)

3 (略)

(無許可営業の禁止)

第一百四十八条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行つ場合並びに知事が必要と認める者を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 (略)

(市場への出入等に対する指示)

第八十四条 (現行のとおり)

(市場の秩序の保持等)

第八十五条 (現行のとおり)

(許可等の制限又は条件)

第八十六条 この条例の規定による許可又は承認には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第八十七条 知事は、第十二条第一項の承認(第十三条第二項の規定による承認の有効期間の更新を含む。)若しくは第四十三条第一項若しくは同条第二項の許可(以下「許可等」という。)をしようとするとき、又は現に許可等を受けている者について、知事が特に必要があると認めるときは、第十二条第四項第三号から第五号まで、第十三条第三項、第十五条、第四十三条第三項第三号ハ、同項第五号及び第六号、同条第四項第六号から第

(市場への出入等に対する指示)

第一百十九条 (略)

(市場の秩序の保持等)

第二百十条 (略)

(許可等の制限又は条件)

第二百十一条 この条例の規定による許可、承認、認可又は指定には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認、認可又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認、認可又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第二百十二条 知事は、第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の許可、第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項の認可、第三十四条第一項の承認(第三十四条の二第二項の規定による承認の有効期間の更新を含む。)又は第八十八条第一項の指定若しくは同条第二項の許可(以下「許可等」という。)をしようとするとき、又は現に許可等を受けている者について、知事が特に必要があると認めるときは、第二十四条第四項

九号まで、同条第五項第五号から第八号まで並びに同条第六項に規定する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第八十八条 警視總監は、許可等を受けようとする者又は現に許可等を受けている者について、第十二条第四項第三号から第五号まで、第十三条第三項、第十五条、第四十二条第三項第三号ハ、同項第五号及び第六号、同条第四項第六号から第九号まで、同条第五項第五号から第八号まで並びに同条第六項に規定する事由の有無について、知事に対し意見を述べることができる。

(施行規則の制定)

第八号から第十号まで(第二十九条第四項及び第三十条第四項の規定により準用する場合を含む)、第二十八条第二項第一号、第三十四条第四項第四号から第六号まで、第三十四条の二第三項、第三十六条、第三十八条第四項第五号から第七号まで、第四十二条第一項第一号、第八十八条第三項及び第九十二条第三号に規定する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第二百二十三条 警視總監は、許可等を受けようとする者又は現に許可等を受けている者について、第二十四条第四項第八号から第十号まで(第二十九条第四項及び第三十条第四項の規定により準用する場合を含む)、第二十八条第二項第一号、第三十四条第四項第四号から第六号まで、第三十四条の二第三項、第三十六条、第三十八条第四項第五号から第七号まで、第四十二条第一項第一号、第八十八条第三項及び第九十二条第三号に規定する事由の有無について、知事に対し意見を述べることができる。

(施行規則の制定)

第八十九条 (現行のとおり)

附 則

第一条 (現行のとおり)

第二条 東京都中央卸売市場業務規程 (昭和二十三年東京都条例

第四百七十七号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

第三条から第十条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四 (第四十九条関係)

種 別	食 肉 市 場 以 外 の 市 場
卸売業者売 場使用料	(現行のとおり)
仲卸業者売 場使用料	仲卸業者が第三十六条の規定により物品 を買い入れて販売する場合は、その買入 れ物品の販売金額消費税額及び地方消 費税額に相当する額を含む額とする。以 下同じ。) から消費税額及び地方消費 税額に相当する額を除いた額の千分の四に 百分の百十を乗じて得た額及び一月一平 方メートルにつき 千九百九十一円
関連事業者 営業所使用 料	(現行のとおり)

第二百二十四条 (略)

附 則

第一条 (略)

第二条 旧条例は、廃止する。

第三条から第十条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別表第四 (第九十四条関係)

種 別	食 肉 市 場 以 外 の 市 場
卸売業者売 場使用料	(略)
仲卸業者売 場使用料	仲卸業者が第七十二条第三項ただし書 の規定により物品を買い入れて販売する場 合は、その買入れ物品の販売金額消費税 額及び地方消費税額に相当する額を含む 額とする。以下同じ。) から消費税額及 び地方消費税額に相当する額を除いた額 の千分の四に百分の百十を乗じて得た額 及び一月二平方メートルにつき 千九百 九十一円
関連事業者 営業所使用 料	(略)



事務室使用料
集会所使用料
荷さばき場使用料
低温荷さばき場使用料
作業所使用料
低温作業所使用料
バナナ発酵室使用料
買荷保管所使用料
棧橋使用料
倉庫使用料
冷蔵庫使用料
通過物使用料
車両置場使用料
その他の施設使用料

(現行のとおり)

事務室使用料
集会所使用料
荷さばき場使用料
低温荷さばき場使用料
作業所使用料
低温作業所使用料
バナナ発酵室使用料
買荷保管所使用料
棧橋使用料
倉庫使用料
冷蔵庫使用料
通過物使用料
車両置場使用料
その他の施設使用料

(略)

別表第五 (第四十九条関係)

種 別	食 肉 市 場
卸売業者売場使用料	(現行のとおり)
仲卸業者売場使用料	仲卸業者が第三十六条の規定により物品を買い入れて販売する場合は、その買入れ物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の四に百分の百十を乗じて得た額及び一月一平方メートルにつき 千九百九十一円
関連事業者営業所使用料	(現行のとおり)
事務室使用料	
集会所使用料	
荷さばき場使用料	
作業所使用料	
冷蔵庫使用料	
内臓取引室使用料	
倉庫使用料	

別表第五 (第九十四条関係)

種 別	食 肉 市 場
卸売業者売場使用料	(略)
仲卸業者売場使用料	仲卸業者が第七十二条第二項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合は、その買入れ物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の四に百分の百十を乗じて得た額及び一月一平方メートルにつき 千九百九十一円
関連事業者営業所使用料	(略)
事務室使用料	
集会所使用料	
荷さばき場使用料	
作業所使用料	
冷蔵庫使用料	
内臓取引室使用料	
倉庫使用料	

冷蔵庫使用料
車両置場使用料
その他施設使用料

(現行のとおり)

冷蔵庫使用料
車両置場使用料
その他の施設使用料

(略)